

平成 25 年 5 月 23 日開催 議会改革特別委員会について（協議の概要）

1 日時 平成 25 年 5 月 23 日（木）開会：午前 9 時 29 分 閉会：午後 0 時 01 分

2 場所 議会棟 3 号委員会室

3 出席者

委員長 篠原正寛（政新会）

副委員長 河崎はじめ（市民クラブ改革）

委員 今村岳司（蒼士会）

大石伸雄（政新会）

西田いさお（むの会）

野口あけみ（日本共産党西宮市議員団）

山田ますと（公明党議員団）

他に、地方自治法の規定に基づき、中川経夫議長が出席

4 欠席者

なし

5 傍聴議員

田中正剛、よつや薫

6 一般傍聴者

なし

7 説明員

（議会事務局）

議会事務局長 大野詔三

次 長 北林哲二

庶務課長 原田順子

議事調査課長 村本和宏

8 協議事項について

（1）政務活動費に関する事項について

政務活動費に関する事項を協議しました。

まず、前回の委員会（5月10日）で各委員から聴取した意見を基に修正した統一書式案について、事務局から説明がありました。統一書式案は、全委員がこれを了とし、次回の委員会（6月12日）では、統一書式の趣旨から、収支報告の際に提出の仕方で困る事例を事務局でまとめた上で、資料を配布し、協議することとなりました。

次に、要綱、規則の整理について、手引きと重複する要綱第4条（支出制限）は、支出することができない経費を明確化すべきとして、規則に規定しなおすことで、全委員が了とされました。

次に、議長勧告について、事務局から説明がありました。勧告に至るまでの流れは、マニュアル（たたき台）の内容で、全委員がこれを了とし、勧告は「すること

ができる」ではなく、「しなければならない」ものとし、勧告されたものは漏れなく公表すること、勧告及び勧告に対する反論は、政務活動費の公開方法に合わせた基準で行ない、マニュアルにもその要件を記載することで意見が一致しました。

次回の委員会で引き続き協議を行なうこととされました。

(2) 議会基本条例について

議会基本条例（以下「条例」という）について協議しました。

条例に定める小理念「委員会」については、以下の条文案で仮決定されました。

なお、条文案は、事務局で総務局法制担当と表現の確認を行なうこととされました。

西宮市議会には地方自治法第百九条に定めのある常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をおくことができるものとし、その名称、委員定数及び所管等は西宮市議会委員会条例による。

委員会はその所管事務の調査、研究、審査に責任を負い、議案提出や提言を行い、延いては住民の福祉の増進に寄与することをその目的とする。

委員会は夫々の設置目的を果たすため積極的に活動するものとし、正副委員長並びに委員は別に定める規則に基づきその実現に助力するものとする。

(3) 議会役職について

議会役職について、協議しました。

まず、兼任した場合の議員報酬の加算の取扱いについて協議しました。各委員は、加算の重複を了とすかどうかを、持ち帰り各派の意見を確認することとなりました。また、事務局においても、取り決めが行なわれない場合は、現行制度ではどうなるのかについて、総務局と法制面の精査をすることとなりました。

次に、正副議長の決まり方を文書化して今後も担保すべきかについて、これまで議会運営委員会で確認されてきた内容を、再確認をしました。今後も毎回確認を行なうか、申し合わせができるかについて、協議することとなりました。

また、議長の職務が以前に比べて、近年どのようになっているかについて、事務局からの説明があり、議長からも現在と11年前との役割の変化等についての感想を伺いました。正副議長の事前の所信表明、期待する新しい職務と今後の課題、慣例による1年交代によるメリットとデメリットについて、各委員は持ち帰り、各派の意見を用意することとなりました。

次回の委員会で、引き続き協議を行なうこととされました。

次に、正副委員長の任期について協議し、以下の事項が合意されました。

- ・正副委員長の再任は、これを妨げない
- ・再任となる候補の再任であることによる有利・不利は一切問われないこと

次に、前回の委員会で合意した事項（エントリー中心主義、希望が重複した場合の調整等）を、正副議長及び議会運営委員会の正副委員長に対して、説明及び質疑を行なったことを、各委員に報告しました。

(4) 議会事務局の強化について

議会事務局の強化について、説明しました。強化すべき内容と合理化すべき内容として挙げられた事項について、各委員は持ち帰り、更に具体的な内容を用意する

こととなりました。また、するべきではないと感じている業務等を整理し、事務局から事前に配布することとなりました。

次回の委員会で、引き続き協議を行なうこととされました。

(5) その他

(1) 国民健康保険運営協議会への議員の就任について

各種審議会等委員への議員の就任については、以前、本委員会において、議員就任が法律上規定されているもの及び当局から強い要望があった国民健康保険運営協議会に整理をしましたが、前回の委員会で、議員が就任する必要性はないのではないかとの見直しの提案がありました。このことについて、今回、事務局から当局の意向は次の6月の役職選挙においては、引き続き公益代表としての選出をお願いしたいという報告がありましたが、本件は正副委員長で協議して、議長や当局とまず相談を行うこととなりました。

(2) 議場音響設備の改修について

議場音響設備の改修について、事務局から音響の改善を図ること、押しボタン投票を将来的に導入することとなった場合に、技術的に対応することができる仕様とするなど、施設部と協議を進めているとの報告がありました。

次回以降の委員会の日程

平成25年6月12日(水)午前9時30分～正午

以上